

第 7 節 輸入申告（沖縄特免制度）関係手続

システムを使用して、沖縄特免制度の適用を受ける貨物に係る輸入申告並びに関税、内国消費税及び地方消費税の納税申告並びにBP承認申請（以下この節において「輸入申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

1 輸入申告事項の登録

(1) 輸入申告事項の登録

輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「輸入申告（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTC）を実施する前に、「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTA）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、輸入申告事項をシステムに登録する。

なお、輸入申告事項の登録と併せて輸入申告を行う場合は、「処理識別」欄に「C」（輸入申告の事項登録を行うと同時に輸入申告を行う場合）を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容								
1	輸入申告番号 (「申告番号」欄)	入力不可。								
2	処理識別 (「処理識別」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸入申告の事項登録を行う場合</td> <td>(入力しない。)</td> </tr> <tr> <td>輸入申告の事項登録を行うと同時に 輸入申告を行う場合</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>税額の照会を行う場合</td> <td>I</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	輸入申告の事項登録を行う場合	(入力しない。)	輸入申告の事項登録を行うと同時に 輸入申告を行う場合	C	税額の照会を行う場合	I
区 分	コード									
輸入申告の事項登録を行う場合	(入力しない。)									
輸入申告の事項登録を行うと同時に 輸入申告を行う場合	C									
税額の照会を行う場合	I									
3	あて先官署コード (「あて先官署」欄)	(1) 「保税地域*」欄への入力内容に基づき当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）がシステムにより自動的に出力される。 (2) 税関の指示により、自動的に出力された税関官署以外の税関官署に輸入申告先を変更する場合は、輸入申告先官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。								
4	あて先部門コード (「提出先」欄)	税関の指示により、システムにより自動的に出力された部門以外の部門に変更する場合は、輸入申告先部門を部門コードで入力する。								
5	旅客氏名（輸入者名） (「旅客者」欄)	輸入者の氏名を入力する。								
6	旅客郵便番号（輸入者郵便番号） (「住所」欄上段左)	輸入者の郵便番号を入力する。								
以下 7 から 11 までの項目の具体的な入力方法についてはこの章第 1 節別紙 6（住所の入力方法）を参照すること。										

項番	項目名 (入力画面)	内 容								
7	旅客住所 1 (都道府県) (「住所」欄上段中)	輸入者の住所 (都道府県) を入力する。								
8	旅客住所 2 (市区町村 (行政区名)) (「住所」欄上段右)	(1) 輸入者の住所 (市区町村 (行政区名)) を入力する。 (2) 輸入者の住所 (市区町村 (行政区名)) を全て入力することができない場合は、「住所」欄中段に続けて入力する。								
9	旅客住所 3 (町域名・番地) (「住所」欄中段)	(1) 輸入者の住所 (町域名及び番地) を入力する。 (2) 「住所」欄上段右のみでは輸入者の住所 (市区町村 (行政区名)) を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。 (3) 輸入者の住所 (町域名及び番地) を全て入力することができない場合は、「住所」欄下段に続けて入力する。								
10	旅客住所 4 (ビル名ほか) (「住所」欄下段)	(1) 輸入者の住所 (ビル名等) を入力する。 (2) 「住所」欄中段のみでは輸出入者の住所 (町域名及び番地) を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。								
11	搭乗航空会社名 (「搭乗航空会社」欄)	輸入者が航空機に搭乗する場合は、航空機の航空会社名を必須入力する。 また、船舶に搭乗する場合は、船舶用コード「SHIP」又は「SHP」を必須入力する。								
12	搭乗便名 (「搭乗便名」欄)	輸入者が航空機に搭乗する場合は、航空機の便名を必須入力する。 また、船舶に搭乗する場合は、船舶用コード「99999」又は「999」を必須入力する。								
13	通関予定蔵置場コード (「保税地域*」欄)	通関予定の保税地域を保税地域コード (「業務コード集」参照) で必須入力する。								
14	納付方法識別 (「納付方法識別」欄)	次の区分に応じたコードを入力する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>MPN利用</td> <td style="text-align: center;">M</td> </tr> <tr> <td>リアルタイム口座振替</td> <td style="text-align: center;">R</td> </tr> <tr> <td>直納</td> <td style="text-align: center;">(入力しない。)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	MPN利用	M	リアルタイム口座振替	R	直納	(入力しない。)
区 分	コード									
MPN利用	M									
リアルタイム口座振替	R									
直納	(入力しない。)									
15	口座番号 (「口座番号」欄)	リアルタイム口座振替により納付する場合は、銀行識別コード (「業務コード集」参照) + 支店番号 + 口座番号を必須入力する。								
16	B P 申請事由コード (「B P 申請事由」欄)	(1) B P 承認申請の場合は、B P 承認申請事由コード (「業務コード集」参照) を入力する。 (2) リアルタイム口座振替が利用できない時間帯に「9 X」(その他やむを得ない理由があると認める場合 (自動処理)) を使用して B P 承認申請を行うことにより、B P 承認後最初に到来する午前 11 時 00 分以降に輸入許可に係る輸入申告審査終了業務がシステムにより自動起動する (行政機関の休日を除く)。 なお、それまでに輸入許可を受ける場合は、「輸入申告 (沖縄特								

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		免) 変更事項登録」業務(業務コード: O T A 0 1)を利用して、このコードの使用を取り止める訂正を行う必要がある。
17	担保登録番号 (「担保番号」欄)	B P承認申請をする場合であって、据置担保を利用する場合は、据置担保の担保登録番号を入力する。 (注) 担保登録番号とは、税関手続関連(共通編)-共通手続-第3章第5節2(システムによる担保提供手続)又は3(書面による担保提供手続)に定める担保の登録によって交付される「担保登録票」(出力情報コード: C A F 3 0 2 1)の「担保登録番号」欄に出力された番号をいう。
18	関税免除済購入額 (「関税免除済額」欄)	複数の輸入申告(1回の出域に限る。)を行う場合に、既に関税を免除された購入額の合計を入力する。
19	記事(税関用) (「記事(税関用)」欄)	(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。 (2) 輸入者がシステムに登録された航空便を利用することなく、沖縄県から出域する場合は、搭乗する航空機の航空会社名及び便名を入力する。 (3) 輸入者が船舶を利用して沖縄県から出域する場合は、搭乗する船舶の船会社名及び船名を入力する。 (4) 漢字及びかなで入力することもできる。
20	記事(販売店用) (「記事(販売店用)」欄)	(1) 書類作成者、関係書類の整理番号等、通関業者等が必要とする事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。
21	記事(その他) (「記事(その他)」欄)	(1) その他必要な事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。
22	社内整理用番号 (「社内整理番号」欄)	自社で付与する任意の番号を入力する。
以下 23 から 38 までの項目は、最大 50 欄まで繰り返し入力することができる。		
23	関税課税対象識別 (「関税課税対象」欄)	関税が課される場合は、「Y」を入力する。
24	商品管理コード (「商品管理」欄)	商品管理コードを入力する。
25	品名 (「品名」欄)	(1) 「商品管理」欄を入力した場合は、当該商品管理コードの品名がシステムにより自動補完される。 (2) 「商品管理」欄を入力しなかった場合は、「品目番号」欄左に入力した品目番号の品名がシステムにより自動補完される。
26	販売価格(単価) (「販売単価*」欄)	販売価格(単価)を邦貨で必須入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
27	販売数量 (「販売数量*」欄)	販売数量を必須入力する。
28	品目コード (「品目番号」欄左)	<p>(1) 「商品管理」欄を入力した場合は、当該商品管理コードの品目コードがシステムにより自動補完される。</p> <p>(2) 「商品管理」欄を入力しなかった場合は、該当する実行関税率表の品目コード(9桁)を必須入力する。</p> <p>なお、実行関税率表の「NACCS用」欄に「†」、「†1」等が記載されている場合は、NACCS用品目コード(輸入) (「業務コード集」参照) 又は実行関税率表附表を参照し、番号の9桁目までを入力する。</p>
29	NACCS用コード (「品目番号」欄右)	<p>(1) 「商品管理」欄を入力した場合は、当該商品管理コードのNACCS用コードがシステムにより自動補完される。</p> <p>(2) 「商品管理」欄を入力しなかった場合は、NACCS用コード(1桁)を入力する。</p> <p>なお、実行関税率表の「NACCS用」欄に「†」、「†1」等記載されている場合は、NACCS用品目コード(輸入) (「業務コード集」参照) 又は実行関税率表附表を参照し、番号の10桁目を入力する。</p> <p>(注) 98類及び99類の品目コード並びに次のコードは入力不可。</p> <p>X: 「関税率表等の分類の特例扱いについて」の限定により少額品目を一括して申告する場合(少額合算貨物)</p> <p>Y: 再輸入の場合</p> <p>E: 統計基本通達21-2(普通貿易統計計上除外貨物)に規定する貨物に該当する場合</p>
30	原産地コード (「原産地」欄左)	<p>(1) 「商品管理」欄を入力した場合は、当該商品管理コードの原産地コードがシステムにより自動補完される。</p> <p>(2) 「商品管理」欄を入力しなかった場合は、当該貨物に係る原産地を国名コード(「業務コード集」)参照)で入力する。ただし、「関税課税対象」欄に「Y」を入力した場合は、「JP」(日本)は入力不可。</p>
31	原産地証明書識別 (「原産地」欄右)	<p>(1) 「商品管理」欄を入力した場合は、当該商品管理コードの原産地証明書区分がシステムにより自動補完される。</p> <p>(2) 「商品管理」欄を入力しなかった場合は、原産地証明書識別コード(「業務コード集」参照)を入力する。</p> <p>(注)</p> <p>① 本項目に「R」(貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物)又は「N」(原産地が確認できない貨物)の一桁を入力することにより、本業務の実施時に「W KOR」又は「W KON」がシステムにより自動的に出力される。</p>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		② 「原産地」欄左に「JP」(日本)を入力した場合は、「WKO R」又は「R」を入力する。
32	INN等対象識別 (「INN等対象」欄)	入力不可。
33	数量(1) (「数量(1)」欄左)	(1) 関税に従量税若しくは選択税率が適用される品目又は内国消費税等に従量税が適用される品目の場合は、課税標準となる数量等を入力する。 なお、第1数量等と第2数量等の入力順は特定されない。 (2) 小数点以下第2位まで入力することができる。
34	数量単位コード(1) (「数量(1)」欄右)	「数量(1)」欄左に入力した数量の単位を通関数量換算単位コード(「業務コード集」参照)で入力する。
35	数量(2) (「数量(2)」欄左)	「数量(1)」欄左に準じて入力する。
36	数量単位コード(2) (「数量(2)」欄右)	「数量(1)」欄右に準じて入力する。
37	課税価格 (「課税価格」欄)	システムによる自動計算によらず、手計算により課税価格を算出した場合は、当該課税価格を邦貨で入力する。
38の項目は、最大2欄まで繰り返し入力することができる。		
38	内国消費税等種別コード(「内国消費税等種別(1)～(2)」欄)	納付すべき消費税、地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税又は特殊関税がある場合は、内国消費税等種別コード(「業務コード集」参照)を入力する。 (注) 納付すべき地方消費税がある場合であっても、消費税に係る内国消費税等種別コードを入力することによりシステムにより自動計算されることから、地方消費税に係る内国消費税等種別コードの入力は要しない。

(2) 出力情報

前記(1)(輸入申告事項の登録)により、輸入申告事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に「輸入申告入力控(沖縄特免制度)情報」(出力情報コード:SAD4011)が配信される。

2 輸入申告事項の訂正

(1) 輸入申告事項の訂正

前記1(輸入申告事項の登録)により輸入申告事項を登録した通関業者等が、システムに登録した輸入申告事項を「輸入申告(沖縄特免制度)」業務(業務コード:OTC)による輸入申告前に訂正する場合は、次による。

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告事項登録(沖縄特免制度)」業務(業務コード:OTA)を利用して、輸入申告

番号、輸入申告事項登録の際に登録した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告事項呼出し（沖縄特免制度）業務」（業務コード：OTB）」を利用して、輸入申告番号を入力し送信することにより、システムに登録されている輸入申告事項の内容が、「輸入申告事項登録（沖縄特免制度）情報」（出力情報コード：SAD4151）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、追加又は訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（輸入申告事項の訂正）により、輸入申告事項を訂正した場合は、通関業者等に前記1(2)（出力情報）の情報が配信される。

3 輸入申告

(1) 輸入申告

前記1（輸入申告事項の登録）により輸入申告事項を登録した通関業者等は、当該登録（前記2（輸入申告事項の訂正）により訂正した場合は、当該訂正）による応答画面の出力内容又は前記1(2)（出力情報）で配信された「輸入申告入力控（沖縄特免制度）情報」（出力情報コード：SAD4011）を利用して申告の内容を審査の上、次により輸入申告をシステムに登録する。

輸入申告の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTC）を利用する方法

「輸入申告（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTC）を利用して、「輸入申告番号＊」欄を入力し送信する。

ロ 「輸入申告事項の登録（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTA）の応答画面を利用する方法

前記1（輸入申告事項の登録）（前記2（輸入申告事項の訂正））により訂正した場合は、当該訂正により輸入申告事項をシステムに登録した場合は、登録した内容が「輸入申告入力控（沖縄特免制度）情報」（出力情報コード：SAD4011）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、送信する。

なお、前記1(1)（輸入申告事項の登録）において、「処理識別」欄に「C」（輸入申告の事項登録を行うと同時に輸入申告を行う場合）を入力し、送信することで、輸入申告事項の登録と同時に輸入申告が行われる。

(2) 輸入申告の受理及び通知

前記(1)（輸入申告の登録）により、輸入申告が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 次のいずれかに該当する場合。

(イ) 無税品又は免税品である場合。

(ロ) 有税品について、リアルタイム口座振替により関税等を納付し輸入許可された場合。

(ハ) 有税品について、B P承認された場合。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入許可通知兼申告控 (沖縄特免制度) 情報	SAD4071	(イ)又は(ロ)について、輸入許可された場合。	通関業者等
輸入許可前貨物引取承認 通知兼申請控(沖縄特免 制度) 情報	SAD4081	(ハ)について、B P承認された場合。	通関業者等
許可・承認貨物(沖縄特 免制度) 情報	SAD4131	(イ)若しくは(ロ)について、輸入許可された場合又は(ハ)について、B P承認された場合。	通関蔵置場 税関(通関 担当部門)
輸入許可通知(沖縄特免 制度) 情報	SAD4111	(ハ)について、B P承認後、輸入許可された場合。	通関業者等

ロ 次のいずれかに該当する場合。

(イ) 有税品のリアルタイム口座振替において口座引落とし残高が不足していた場合。

(ロ) 有税品のB P承認申請において担保残高が不足していた場合。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
口座使用不可通知情報	SAF0211	(イ)の場合。	通関業者等
輸入申告控(沖縄特免制度) 情報	SAD4031		
担保不足通知情報	SAF0221	(ロ)の場合。	通関業者等
輸入許可前貨物引取承認申請控 (沖縄特免制度) 情報	SAD4041		

ハ 有税品について、直納又はMPN利用により納付する場合。

出力情報	出力情報コード	申告条件	配信先
輸入申告控(沖縄特免制度) 情報	SAD4031	なし。	通関業者等
納付書情報(直納)	SAF0010	直納の場合。	
納付番号通知情報	SAF0021	MPN利用の場合。	通関業者等 輸入者
輸入許可通知(沖縄特免制度) 情報	SAD4111	納付により輸入許可された場合。	通関業者等
許可・承認貨物(沖縄特免制度) 情報	SAD4131	納付により輸入許可された場合。	通関蔵置場 税関(通関 担当部門)

4 輸入申告変更事項の登録

前記3(1)(輸入申告の登録)により輸入申告を登録した通関業者等が、当該登録後、当該申告に係る輸入許可までの間(税額に関する事項を変更する場合は、変更前における関税等の納付(リアルタイム口座振替方式による納税の場合にあっては、口座からの引落とし)までの間)に、関税法

第7条の14第2項（修正申告）又は同法第7条の16第4項ただし書（更正及び決定）の規定に基づき申告内容を変更する場合又はその他申告内容に誤りがあるため変更を必要とする場合は、あらかじめ輸入申告を行った税関（通関担当部門）の了承を得た上で、後記(1)（輸入申告変更事項の登録）により、輸入申告に係る変更事項を登録する。

なお、登録した変更事項については、「輸入申告変更（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTE）を実施するまでの間、後記（1）（輸入申告変更事項の登録）により訂正することができる。

ただし、「保税地域」欄、「あて先官署」欄及び「あて先部門」欄については変更できない（「保税地域欄」については同一官署内は訂正可）ことから、当該輸入申告を前節3（輸入申告等の撤回）により撤回し、改めて輸入申告を行うこととなることから留意すること。

なお、変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、前節4（輸入申告等の手作業移行）に準ずる。この場合は、「輸入（納税）申告書」（税関様式C第5020号）とあるのは、「輸入（納税）申告書（関税（内国消費税兼用）納期限延長（個別）承認申請書兼用）」（税関様式P第9610号）と読み替える。

また、納税方式を訂正する場合は、税関手続関連（共通編）-共通手続-第3章第1節7（納税方式等の変更）による。

(1) 輸入申告変更事項の登録

イ 呼出しによらない方法

「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTA01）を利用して、輸入申告番号、申告事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「輸入申告変更事項呼出し（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTD）を利用して、輸入申告番号を入力し送信することにより、システムに登録されている輸入申告の内容が、「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）」（出力情報コード：SAD4161）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認して、訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 出力情報

前記(1)（輸入申告事項の変更）により、輸入申告等変更事項がシステムに登録された場合は、通関業者等に「輸入申告等変更入力控（沖縄特免制度）情報」（出力情報コード：SAD4021）が配信される。

5 輸入申告変更

(1) 輸入申告変更

前記4（輸入申告変更事項の登録）により輸入申告変更事項を登録した通関業者等は、当該変更事項登録の応答画面の出力内容又は前記4(2)（出力情報）で配信された出力情報を利用して申告変更の内容を審査の上、次により輸入申告を変更する。

輸入申告変更の登録は審査を行った通関士が行うが、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第20節（通関士審査結果の登録）により、申告内容について事前に通関士の審査を受けた旨がシステムに登録されている場合は、通関士以外の者が登録することもできる。

イ 「輸入申告変更（沖縄特免制度）」業務（業務コード：OTE）を利用する方法

「輸入申告変更（沖縄特免制度）」業務（業務コード：O T E）を利用して、輸入申告番号を必須入力し送信する。

ロ 「輸入申告変更事項登録（沖縄特免制度）」業務（業務コード：O T A 0 1）の応答画面を利用する方法

前記4（輸入申告事項の変更）（前記5（輸入申告変更事項の再変更）により訂正した場合は、当該訂正）により輸入申告変更事項をシステムに登録した場合は、変更事項の内容が「輸入申告等変更入力控（沖縄特免制度）情報」（出力情報コード：S A D 4 0 2 1）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認の上、送信する。

(2) 輸入申告変更の受理及び通知

前記(1)（輸入申告変更）により、輸入申告変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

イ 次のいずれかに該当する場合。

(イ) 無税品又は免税品である場合。

(ロ) 有税品について、リアルタイム口座振替により納付し許可された場合。

(ハ) 有税品について、B P承認申請し承認された場合。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入許可通知兼申告変更控（沖縄特免制度）情報	S A D 4 0 9 1	輸入許可された場合。	通関業者等
輸入許可前貨物引取承認通知兼申請変更控（沖縄特免制度）情報	S A D 4 1 0 1	B P承認された場合。	通関業者等
許可・承認貨物（沖縄特免制度）情報	S A D 4 1 3 1	輸入許可又はB P承認された場合。	通関蔵置場 税関（通関担当部門）
輸入許可通知（沖縄特免制度）情報	S A D 4 1 1 1	B P承認後、輸入許可された場合。	通関業者等

ロ 次のいずれかに該当する場合。

(イ) 有税品のリアルタイム口座振替において口座引落とし残高が不足していた場合。

(ロ) 有税品のB P承認申請において担保残高が不足していた場合。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
口座使用不可通知情報	S A F 0 2 1 1	(イ)の場合。	通関業者等
輸入申告変更控（沖縄特免制度）情報	S A D 4 0 5 1	(イ)の場合。	
担保不足通知情報	S A F 0 2 2 1	(ロ)の場合。	
輸入許可前貨物引取承認申請変更控（沖縄特免制度）情報	S A D 4 0 6 1	(ロ)の場合。	

ハ 有税品について、直納又はMPN利用により納付する場合。

出力情報	出力情報コード	申告条件	配信先
輸入申告変更控（沖縄特免制度） 情報	SAD4051	なし。	通関業者等
納付書情報（直納）	SAF0010	直納の場合。	
納付番号通知情報	SAF0021	MPN利用の場合。	通関業者等 輸入者
輸入許可通知（沖縄特免制度）情 報	SAD4111	納付により輸入許可され た場合。	通関業者等
許可・承認貨物（沖縄特免制度） 情報	SAD4131	納付により輸入許可され た場合。	通関蔵置場 税関（通関 担当部門）

6 関税額等の照会

輸入申告の前に、関税額及び内国消費税額を照会する場合は、「輸入申告事項登録(沖縄特免制度)」業務(業務コード：OTA)を利用して、「処理識別」欄に「I」（税額の照会を行う場合）を入力し、その他の項目については前記1(1)（輸入申告事項の登録）に準じて入力し送信することにより、照会対象の関税額及び内国消費税額について算出された結果が、応答画面に出力される。